

5 歳児健康診査実施検討会議開催要綱

（目的）

第1条 5 歳児健康診査事業の実施を検討するに当たり、専門的見地から幅広く意見を聴取するため、5 歳児健康診査実施検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

（意見交換）

第2条 会議においては、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 5 歳児健康診査事業の実施体制に関すること。
- (2) 健診後の地域のフォローアップ体制に係る保健・医療・福祉・教育の連携に関すること。
- (3) その他 5 歳児健康診査事業の実施に当たり必要なこと。

（構成）

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が選任する者（以下「委員」という。）により構成する。

- (1) 小児医療従事者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 保育・教育機関関係者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

（会議）

第4条 会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 会議は原則非公開で行うこととする。ただし、市長が必要と認めるときは公開とすることができる。
- 3 会議において、市長は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第5条 市長は、より専門的な意見などを聴取するため、必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催することができる。

- 2 WGの議事の手続その他運営については、第2条から前条までの規定を準用する。

（庶務）

第6条 会議及びWGの庶務は、こども未来局こども青少年支援部母子保健担当が処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議及びWGの運営に必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月3日から施行する。